

今年はCEDAW年！

今年は、女性差別撤廃条約が成立して30周年、さらに、選択議定書による個人通報制度（女性差別の被害者が自分の国で救済されなかった場合、国連のCEDAWに直接申し立てができる制度）が成立して10周年です。そして7月はCEDAWによる第44会期・日本政府レポート審議会がニューヨーク国連で開催されます。

まさに今年はCEDAW年です。この記念すべき年に、選択議定書の批准をめざして、モーリシャスからパッテンCEDAW委員をお招きし国際シンポジウムを開催します。パッテンさんとは昨年の11月にジュネーブのCEDAW作業部会にてお会いしました。彼女は、個人通報作業部会メンバーであり、第44会期の日本担当者です。最高裁で男女賃金格差是正裁判の判決を待つ兼松の原告たちにとっても、私たちにとっても、今回の来日は大切な意味を持つことになりました。多くの皆様のご参加をお待ちします。



プリムラ・パッテン CEDAW委員
モーリシャス在住
パリスタ(法廷弁護士)

第一部：女性差別撤廃条約・選択議定書の批准について

報告：プリムラ・パッテン CEDAW委員

第二部：CEDAWとNGOのコラボレーション

報告：兼松裁判原告 & 住友メーカー裁判元原告

大阪会場

6月20日(土) 13:30 ~ 16:30

エル・おおさか 南館 734号室

東京会場

6月21日(日) 13:30 ~ 16:30

明治大学リバティタワー 7階 1073号室

参加費

1000円

主催：ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク

共催：兼松裁判を応援する・是正の会

女性労働問題研究会

国際女性の地位協会

ACW2(働く女性の全国センター)

均等待遇アクション21



ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク

〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-6-403

TEL&FAX 06-6941-8700

Email:WWIN@my.email.ne.jp

URL: <http://www-net.org/>

東京会場案内図



: 03-3296-4545

(大阪会場 : 06-6942-0001)